

第十六回国会 衆議院 文部委員会議録 第一一七号

昭和二十八年五月二十七日

理事竹尾式君の補欠として原田憲君が理事に当選した。

昭和二十八年六月二十三日(火曜日) 午前十時五十八分開議

出席委員

- 委員長 辻 寛一君
理事伊藤 郷一君 理事坂田 道太君
理事原田 憲君 理事田中 久雄君
理事辻原 弘市君 理事前田榮之助君
天野 公義君 安藤 正純君
尾関 義一君 竹尾 式君
山崎 猛君 山中 貞則君
今井 耕君 中嶋 太郎君
町村 金五君 高津 正道君
野原 覺君 山崎 始男君
松平 忠久君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

出席府政務委員

文部政務次官 福井 勇君
文部事務官大臣 小林 行雄君
官房會計課長 田中 義男君
文部事務官(初等中等教育局長) 田中 義男君
文部事務官(大文学術局長) 稲田 清助君

委員外の出席者

専門員 石井 昂君
専門員 横田重左衛門君

六月二十三日

第一類第七号

文部委員會議録第二号 昭和二十八年六月二十三日

理事竹尾式君の補欠として原田憲君が理事に当選した。

六月十三日

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

同月十六日

大日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

五月三十日

学校給食費国庫補助等に関する請願(外九件(橋本龍伍君紹介)(第一四六号))

校舎の火災防止に関する法律制定の請願(中曾根康弘君紹介)(第一四七号)

六月一日

理科教育振興に関する請願(堤ツルヨ君紹介)(第二一五号)

同月四日

理科教育振興に関する請願(坂田道太君紹介)(第三〇七号)

岡豊小学校改築に関する請願(長野長廣君紹介)(第三〇八号)

同月八日

牧園町立高等学校畜産科にトラック配車の請願(池田清志君紹介)(第四六五号)

同月十三日

高等学校校定時制教育及び通信教育振興に関する請願(只野直三郎君紹介)(第七二二号)

国立商船高等学校教育施設の整備拡充等に関する請願(越智茂君紹介)(第七二二号)

旧海軍工廠工員養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願(前田榮之助君紹介)(第七二三号)

同月十五日

国立商船高等学校教育施設の整備拡充等に関する請願(中川俊恩君紹介)(第八四三号)

学校給食法制定に関する請願外一件(黒田壽男君紹介)(第八四四号)

同月十七日

西条公民館設置費国庫補助に関する請願(長野長廣君紹介)(第八五六号)

同月十七日

学校給食法制定に関する請願(大村清一君紹介)(第一〇九五号)

同外一件(星島二郎君紹介)(第一〇九六号)

同外二件(逢澤寛君紹介)(第一〇九七号)

同月二十日

学校図書館法制定に関する請願(横路節雄君紹介)(第一一九六号)

同(西村直己君紹介)(第一一九七号)

同(小金義照君紹介)(第一一九八号)

同(高津正道君紹介)(第一一九九号)

同(鹿屋市に国立大学貿易科設置の請願(永田良吉君紹介)(第一二〇〇号)

同月二十二日

須江中学校屋内体操場建築費国庫補助に関する請願(内海安吉君紹介)(第一三三九号)

の審査を本委員会に付託された。

六月二日

義務教育学校職員法案に関する陳情書(豊中市議会議長堀浦一夫)(第三八号)

同(秋田市立港北小学校PTA実行委員会会長鈴木寿外二十七名)(第三九号)

同(宮城県柴田郡田町教育委員会笠原迪外五名)(第四〇号)

同(大阪府PTA協議会会長深井弥之助)(第四一号)

同外四件(西宮市立甲子園中学校PTA会長加島吉三郎外百四十八名)(第四二号)

同(大分県佐伯市教職員組合長大浜正規)(第四三号)

同(和歌山県議会議長坂久五郎)(第四四号)

教育委員会法の改正等に関する陳情書(鹿児島県町村会長曾木隆輝)(第四五号)

学校建物基準評数の引上げに関する陳情書(鹿児島県町村議會議長長高野季信)(第四六号)

老朽校舎改築費国庫補助並びに起債わく拡大に関する陳情書(大阪府議會議長清水太郎外五名)(第四七号)

旧浜離宮保護に関する陳情書(川崎市生田四千九百九十四番地丹羽鼎三)(第四八号)

共産主義宣伝映画に関する陳情書(大阪市北区絹笠町堂ビル内民防中

央本部長木崎為之)(第四九号)

同月八日

義務教育学校職員法案に関する陳情書(宮城県柴田郡大河原町教育委員会委員大川支道外五名)(第一〇八号)

同(宮城県柴田郡槻木町教育委員会委員長葉坂金五郎外四名)(第一〇九号)

同(宮城県柴田郡船岡町教育委員会三宅泰英外五名)(第一一〇号)

同(宮城県柴田郡沼辺村教育委員会委員太田左右助外五名)(第一一一号)

専任教育長の設置に関する陳情書(長崎県町村議會議長長浦口淳一)(第一一二号)

老朽危険校舎の早期解消に関する陳情書(北海道議會議長時田余吉外七名)(第一四二号)

学校給食の強化拡充に関する陳情書(津市柳山津高等学校内三重県PTA連絡協議会会長千葉胤一)(第一四三号)

青年学級の法制化並びに補助金増額に関する陳情書(全国都道府県議會議員村上ひで)(第一四四号)

幼童教育の義務教育化に関する陳情書(全国都道府県議會議員村上ひで)(第一四四号)

教育委員会法の改正等に関する陳情書(兵庫県町村会長田村昌義)(第一七四号)

義務教育学校職員法案等反対に関する

陳情書

陳情書

陳情書

陳情書

陳情書

陳情書

陳情書

陳情書

陳情書

陳情書

陳情書

陳情書

る陳情書（山口県下市町村教育委員
会協議会会長藤澤栄一）（第一七五号）
同日
中学校教育の充実強化に関する陳情
書（全日本中学校校長会長野口彰）（第
二六一号）
理科教育振興に関する陳情書全日本
中学校校長会長野口彰（第二六二号）
老朽校舎改築費国庫補助並びに超償
わく拡大に関する陳情書（広島県知
事大原博夫）（第三〇二号）
同日

地方教育委員会に関する陳情書（山
形県北村山郡尾花沢町鈴木光治）（第
三五八号）
文化財保護法改正反対に関する陳情
書（日本風景協会会長徳川宗敬）（第
三五九号）
私学恩給財団に対する補給金増額の
陳情書（私学恩給財団年金受給者連
盟理事長武内貞義）（第三六〇号）
老朽校舎改築費国庫補助並びに超償
わく拡大に関する陳情書（郡山市教
育委員会委員長田村護）（第三六一
号）
危険校舎整備費の国庫補助法定等に
関する陳情書（島根県出雲市長森山
繁樹外十五名）（第三六二号）
公立学校施設被災復旧費国庫負担法
早急制定に関する陳情書（水戸市議
会議長金沢正安）（第三六三号）
同（茨城県日立市長高嶋秀吉外一名）
（第三六四号）
勤労青年教育振興に関する陳情書
（山形県北村山郡尾花沢町鈴木光治）
（第三六五号）
修身書の復活に関する陳情書（岡山
県都窪郡尾町大原松太郎）（第三六
六号）

義務教育費国庫負担に関する陳情書
（東京都議会議長斎藤清亮外六名）
（第四〇三号）
学校図書館法の制定促進の陳情書
（大分県学校図書館協議会総会会長
渋谷斌）（第四〇四号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

国政調査承認要求に関する件

国立学校設置法の一部を改正する法

律案（内閣提出第一五号）

教育職員免許法及び教育職員免許法

施行法の一部を改正する法律案（内

閣提出第一六号）

大日本青年会法の一部を改正する法

律案（内閣提出第一九号）

○社委員長 これより文部委員会を開
きます。

この際お諮りいたします。竹尾式君
より理事を辞任したいとの申出が
あります。これを許可するに御異議あ
りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○社委員長 御異議ないようでありま
すので、許可するに決めます。

次に理事の補欠選挙を行います。理
事の選挙は先例によりその選任の手続
を省略し、委員長において指名するに
御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○社委員長 御異議なしと認めます。
よつて委員長において原田憲君を理事
に指名いたします。

○社委員長 次为国政調査承認要求の
件を議題といたします。本会期中も国

政に関する調査をいたしたいと存しま
すので、衆議院規則第九十四条により
承認要求書を議長に提出したいと
存じます。ただいま要求書の案文を朗
読いたします。

国政調査承認要求書

一 調査する事項 学校教育、社会

教育、教育施設、教育委員会制度

及び文化財保護に関する事項。

二 調査の目的 文部行政の実情を

調査し、その対策を樹立するた

め。

三 調査の方法 関係当局より説明

を聴取並びに参考資料の要求及び

小委員会の設置等。

四 調査の期間 本会期中。

右によつて国政に関する調査をい

たし、これより衆議院規則第九十四

条により承認を求め。

昭和二十八年六月二十三日

文部委員長 辻 寛一

衆議院議長 堤 康次郎殿

ただいま朗読いたしました国政調査

承認要求書の案文の通り要求書を決

し、これを議長に提出したいと存しま

すが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○社委員長 御異議なしと認め、さよ

うに決めます。

○社委員長 次国立学校設置法の一

部を改正する法律案を議題とし、提案

理由の説明を聴取いたします。大澤文

部大臣

国立学校設置法の一部を改正する

法律案

国立学校設置法の一部を改正す

る法律

国立学校設置法（昭和二十四年法
律第五十号）の一部を次のように
改正する。
第三条の表北海道大学の項中「法
経学部」を「法学部」に改め、同
表東京工業大学の項中「東京工業大
学附属高等工業教員養成所」を削り、
同表富山大学の項中「教育学部」を

「教育学部」に、同表大阪大学の項中
「経済学部」を「法学部」に、同表
「法経学部」を「経済学部」に、同表
奈良女子大学の項中「家政学部」
を「理学部」に、同表広島大学の
項中「理学部」を「医学部」に改め
る。

第三条の三の表中

千葉大学工業短期大学部	千葉大学	千葉大学
名古屋工業大学短期大学部	愛知県	名古屋工業大学
京都工業繊維大学工業短期大学部	京都府	京都工業繊維大学
群馬大学工業短期大学部	群馬県	群馬大学
千葉大学工業短期大学部	千葉県	千葉大学
電気通信大学短期大学部	東京都	電気通信大学
静岡大学工業短期大学部	静岡県	静岡大学
名古屋工業大学短期大学部	愛知県	名古屋工業大学
滋賀大学経済短期大学部	滋賀県	滋賀大学
京都工業繊維大学工業短期大学部	京都府	京都工業繊維大学
山口大学工業短期大学部	山口県	山口大学

第四条の見出しを「(大学附置の研究施設)」に改め、同条の表中

伝染病研究所	伝染病その他の病源の検案並びに 予防治療に関する学理及びその応 用の研究
東京天文台	天文学に関する事項の攻究並びに 天象観測、曆書編纂、時の測定、 報時及び時計の検定に関する事務
地震研究所	地震の学理及び震害予防に関する 事項並びに爆震、標風及び地震探 検法に関する事項の研究
東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
理工学研究	理学及び工学に関する学理及びそ の応用の総合研究

を

社会科学研究所	社会科学に関する総合研究
新聞研究所	新聞及び時事に関する出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成
史料編さん所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的試験

伝染病研究所	伝染病その他の病源の検査並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
東京天文台	天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、圖書編纂、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
地震研究所	地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探鉱法に関する事項の研究
東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
理工学研究所	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
社会科学研究所	社会科学に関する総合研究
新聞研究所	新聞及び時事に関する出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成
史料編さん所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
応用微生物研究所	応用微生物に関する学理及びその応用の研究
生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的試験

同表中
岡山大学 温泉研究所 鳥取県 温泉に関する学理及びその応用の研究
岡山大学 農業生物研究所 岡山県 農業生物に関する学理及びその応用の研究
岡山大学 温泉研究所 鳥取県 温泉に関する学理及びその応用の研究

研究
に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に掲げる研究所の外、国立大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の研究に従事するものを利用させるため、国立大

学に、左表の通り、研究施設を附置する。

大学の名称	研究施設	位置	目的
東京大学	宇宙線観測所	長野県	宇宙線の観測及び研究
京都大学	基礎物理学研究所	京都府	素粒子論その他の基礎物理学に関する研究

第五条の表北海道大学の項中「農学部

部 植物園、農場、演習林」を

「農学部 植物園、農場、演習林、牧場」に、

同表帯広畜産大学の項中「農場」を

「農場、家畜病院」に、同表岩手大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に、同表東北大学の項中「助産婦学校」を「助産婦学校、診療エトックス線技術師学校」に、同表東京大学の項中「看護学校」を「看護学校、脳研究施設」に、「演習林」を「演習林、牧場、家畜病院」に、同表東京医科大学の項中「看護学校」を「看護学校、

農村厚生医学研究施設」に、同表東京農工大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に、同表新潟大学の項中「教育学部小学校、中学校、

幼稚園」を

教育学部小学校、中学

理学部 臨海実験所

校、幼稚園

に、同表岐阜大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に、同表大阪大学の項中「医学部

病院、病院分院、看護学校、助産婦学校、診療エトックス線技術師学校」を

「医学部 病院、病院分院、看護学校、歯学部 病院」に、

同表鹿兒島大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に改める。

別表第一北海道学芸大学の項中「七〇四人」を「七二二人」に、同表群馬大学の項中「九六三人」を「九六八人」に、同表東京大学の項中「五、六八五人」を「五、七二八人」に、同表東京医科大学の項中「一、〇四七人」を「一、〇四八人」に、同表東京学芸大学の項中「九〇四人」を「九〇五人」に、同表東京教育大学の項中「一、一三七人」を「一、一四八人」に、同表電気通信大学の項中「一四五人」を「一四七人」に、同表新潟大学の項中「一、四五一人」を「一、四五三人」に、同表福井大学の項中「三六〇人」を「三六一人」に、同表静岡大学の項中「七七六人」を「七七七人」に、同表名古屋大学の項中「一、九八一人」を「一、九八五人」に、同表滋賀大学の項中「二八五人」を「二九六人」に、同表京都大学の項中「三、三〇二人」を「三、三〇七人」に、同表大阪大学の項中「二、六一七人」を「二、六二一人」に、同表神戸大学の項中「九五五人」

に、同表鳥取大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に改め、同表岡山大学の項中「農学研究施設」を削り、同表広島大学の項中「理学部 臨海実験所」を

「理学部 臨海実験所」に、同表山口大学の項中「農場」を「農場、家畜病院」に、同表高知大学の項中「教育学部

小学校、中学校」を

「文理学部 臨海

実験所

校、中学校

に、同表九州大学の項

中「医学部 病院、看護学校、助産婦

学校、結核研究施設」を

「理学部 臨

海実験所

に、同表宮崎大学の項中「演

習林」を「演習林、家畜病院」に、

同表鹿児島大学の項中「演習林」を

「演習林、家畜病院」に改める。

別表第一北海道学芸大学の項中

「七〇四人」を「七二二人」に、同

表群馬大学の項中「九六三人」を「九

六八五人」に、同表東京大学の項中「五、

六八五人」を「五、七二八人」に、同表東京医科大学の項中「一、

〇四七人」を「一、〇四八人」に、同表東京学芸大学の項中「九〇四人」を「九〇五人」に、同表東京教育大学の項中「一、一三七人」を「一、一四八人」に、同表電気通信大学の項中「一四五人」を「一四七人」に、同表新潟大学の項中「一、四五一人」を「一、四五三人」に、同表福井大学の項中「三六〇人」を「三六一人」に、同表静岡大学の項中「七七六人」を「七七七人」に、同表名古屋大学の項中「一、九八一人」を「一、九八五人」に、同表滋賀大学の項中「二八五人」を「二九六人」に、同表京都大学の項中「三、三〇二人」を「三、三〇七人」に、同表大阪大学の項中「二、六一七人」を「二、六二一人」に、同表神戸大学の項中「九五五人」

を「九九八人」に、同表岡山大学の項中「一、三八一人」を「一、三八三九人」に、同表広島大学の項中「三、三三九人」を「一、四〇二人」に、同表山口大学の項中「六八二人」を「六八三八人」に、同表高知大学の項中「三六五人」を「三六六六人」に改める。

附則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、第三条の三の改正規定は、修業年限及び学年の進行に関しては、同年四月一日から適用する。

○大達國務大臣 たいだいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。この法律案は、国立大学の学部、附置研究所その他の施設の新設並びに国立短期大学の施設等について所要の規定を設けるとともに、国立大学に置かれる職員の内定を昭和二十八年年度予算に計上した定員に合致させるため、国立学校設置法の一部を改正するものであります。

次に、内容の概要について申し上げます。改正の第一点は、国立大学の学部の分離独立と新設に関するものであります。北海道大学及び大阪大学の法経学部を法学部と経済学部、奈良女子大学の理家政学部を理学部と家政学部、富山大学の文理学部経済学科を経済学部とそれと分離または独立させ、また広島県立医科大学を国立の広島大学に合併してその医学部としたしております。

改正の第二点は、国立短期大学の施設に関するものであります。群馬大学工業短期大学部外四つの国立短期大学を新設することとしております。改正の第三点は、大学附置研究所の新設であります。東京大学に応用微生物研究所を、又、岡山大学に農業生物研究所を新設することとしております。

改正の第四点は、国立大学の共同利用の研究施設の新設に関するものであります。東京大学に宇宙線観測所を、また京都大学に基礎物理学研究所を新設することとしております。改正の第五点は、国立大学の学部附置の教育施設または研究施設の新設に関するものであります。北海道大学外十六の大学に、それぞれ、学部の附属として、臨海実験所、農場及び家畜病院等を新設することとしております。

改正の第六点は、国立大学に置かれる職員の内定を昭和二十八年年度予算に合うように改正しようとするものであります。改正後の定員は、国立大学合計六万一千二百九十四名となり、本年度当初に比し百五十五名の増加となつております。この増加は主として広島大学医学部及び研究所の設置に伴うものであります。このほかに短期大学及び学部附置の研究施設の設置等に伴うものも含まれております。

以上申し上げましたのが本法案の提案理由及び内容の概要であります。なにとぞ慎重御審議の上すみやかに可決くださるようお願いいたします。○辻委員長 右法案の政府委員の補足説明はあとまわしにいたします。

○辻委員長 次に教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。大達文部大臣。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案 許法施行法の一部を改正する法律

（教育職員免許法の一部改正） 第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。 3 以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行ふ教育職員検定は、

第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行ふ。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の二の定めるところによつて行なわれなければならない。 附則第八項を次のように改める。

10 養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）による准看護婦の免許を受けた者、同法第五十三條第一項の規定に該当する者又は同条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五條第三項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。 附則第七項を附則第九項とし、

附則第二項から附則第六項までを順次に次の二項を繰り下げ、附則第一項の次に次の二項を加える。 2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た教諭は、第三条第一項の規定にかかわらず、当該学校又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

3 音楽、図画工作、保健体育又は家庭の教科については中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科の教授を担任する小学

校の教諭又は講師となることができる。 別表第一の備考第一号中「大学（並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。）において、学生（受講者を含む。）が、」を削り、同号の次に次の二号を加える。 一の二 この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として修得したものでなければならぬ。（別表第二及び第三の場合においても同様とする。）

一の三 この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣がこれらの課程に相当すると認める他の課程をいう。（別表第二及び第三の場合においても同様とする。） 別表第一の備考第三号中「場合をいう。」を「場合をいう。（別表第四の二の場合においても同様とする。）」に改める。 別表第三を次のように改める。

別表第三		所要資格	
免状の種類	基礎資格	一般教	専門科目
一 普通免許状	イ 学士の称号を有すること。 ロ 保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により保健婦の免許を受け、文部大臣の指定する養成教諭養成機関に半年以上在学すること。	三六	四〇
		五	四
			六

注：大学又は文部大臣の指定する養成教諭養成機関における最低修得単位数に関するものとする。

種	護		教		論	
	イ	ロ	ハ	ニ	假免許状	普通免許状
ハ	イ	ロ	ハ	ニ	假免許状	普通免許状
七条の規定により看護婦の免許を受け、文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学すること。	大学又は文部大臣の指定する養成機関に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする）以上を修得すること。	保健婦助産婦看護婦法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	保健婦助産婦看護婦法による看護婦の免許を受け、同法第五十三条第一項の規定に該当し、又は同条第三項の規定により免許を受け、且つ、文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学すること。	保健婦助産婦看護婦法による看護婦の免許を受け、同法第五十三条第一項の規定に該当し、又は同条第三項の規定により免許を受け、且つ、文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学すること。	文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学し、三十一単位（内一単位は、体育とする）以上を修得すること。	文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学し、三十一単位（内一単位は、体育とする）以上を修得すること。
一〇	一八	五	六	六	六	六
一二	三〇	四	一八	一八	一八	一八
八	一〇	六	六	六	六	六

別表第四の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改め、同表の備考第一号を第一号の二とし、同表の備考に第一号として次の一号を加える。

一 この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣が適当と認める他の課程をいう。（別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。）

別表第四の備考第三号を次のように改める。

三 大学において単位を修得することが困難な者については、文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学し、文部大臣の認定する講習若しくは通信教育による単位の修得又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験の合格による単位の修得をもつて、大学における単位の修得に替えることができる。（別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。）

別表第四の次に別表第四の二として次のように加える。

第一類第七号 文部委員會議録第二号 昭和二十八年六月二十三日

別表第四の二

第一欄	第二欄	第三欄
所要資格	以上の教科について有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員免許状の種類	大学における最低修得単位数 専門科目 教科に關するもの 教職に關するもの
假免許状	普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状	乙甲 一〇五 乙甲 一〇五 乙甲 一〇五 乙甲 一〇五
普通免許状	一級普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状	乙甲 一〇五 乙甲 一〇五 乙甲 一〇五 乙甲 一〇五
高等	一級普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状	乙甲 一〇五 乙甲 一〇五 乙甲 一〇五 乙甲 一〇五
学校	一級普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状	乙甲 一〇五 乙甲 一〇五 乙甲 一〇五 乙甲 一〇五
論	一級普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状又は二級普通免許状	乙甲 一〇五 乙甲 一〇五 乙甲 一〇五 乙甲 一〇五

備考 学力の検定は、第三欄によるものとする。

別表第五の第三欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する大学又は高等専門学校を卒業し、又は同法第五十三条第一項の規定に該当し、又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	第二欄に規定する大学又は高等専門学校を卒業し、又は同法第五十三条第一項の規定に該当し、又は同条第三項の規定により免許を受けていること。
假免許状	普通免許状	保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けていること。	保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けていること。
普通免許状	普通免許状	保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けていること。	保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けていること。
高等	普通免許状	保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けていること。	保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けていること。
学校	普通免許状	保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けていること。	保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けていること。
論	普通免許状	保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けていること。	保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けていること。

備考

一 この表の假免許状の項第二欄中ハ及びニに掲げる基礎資格を有する者に假免許状を授与する場合については、第五條第一項第二号の規定は、適用しない。この假免許状を授与せられた者に二級普通免許状を授与する場合及びその者に更に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

二 この表の假免許状の項第二欄中イに掲げる基礎資格を有し假免許状の授与を受けた者に二級普通免許状を授与する場合については、二級普通免許状の項第三欄に掲げる在職年数に關する証明は、要しない。

別表第七の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第二條 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表第二十号の上欄中（明治二十九年法律第六十八号）第三條を（昭和二十六年法律第四十九号）第五條に、同表第二十号の上欄中「第三條」を「第五條」に、「又は甲種一等機関士」を「若しくは甲種一等機関士」に、「実地の経験を有する者」を「実地の経験を有する者又は甲種船長若しくは甲種機関長の

海技免状を有する者でに改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に大

学、教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学し、又は既にこれを卒業した者については、教育職員免許法第五条別表第一の備考第一号の二並びに同条別表第三中在学年数及び最低修得単位数に関する部分の改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

○大連國務大臣 たいだいま議題となりました教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきま

て、その提案理由を申し述べます。教育職員の資質の保持と向上とをはかるために制定されました教育職員免許法及び同法施行法は、制定以来三年有半を経過いたしました。この間に

いて、各都道府県における教職員の旧免許状の新免許状への切替え事務も無事終了し、また教職員の現職教育計画も各方面の理解ある協力により、きわめて順調に運び、免許法の所期の目的が着々実現されつつあります。これは、まことに御同慶の至りであります。

出したのでありますが、その後、各方面の要望並びに教育職員養成審議会の審議の結果等を勘案し、慎重に研究いたしました結果、ここに第三次の改正案を提出することとした次第であります。

次に、この法案の主要点について簡単に説明いたします。

第一は、養護教諭の職務と、その需給状況とを考慮し、また保健婦、助産婦、看護婦法一部改正に伴い、養護教諭養成機関において看護婦を再教育する従来の養成方式に関する規定の一部を改正するとともに、新たに大学においても直接に養護教諭を養成することができるよう規定を設けたことでありま

す。第二は、現職の教職員が、従来の現職教育のほか、教員検定試験によつても上級の免許状を受けるに必要な単位が得られるようにしたことでありま

す。第三は、大学における教員養成課程については、その適否が教員の質に係るところが大でありますので、教育職員養成審議会に諮問して適当と認められた課程において教員養成を行うことにいたしましたのであります。

第四は、現職教員の便宜を考慮し、中学校または高等学校の教諭免許状所

有者は、現職教育や教員検定試験によつて修得した単位によつても免許教科をふやすことができるようにしたこと

であります。第五は、僻地等における小規模の中学校高等学校等の教員構成の実情を考慮し、教員の便宜をはかるため、これらの学校においては授与権者の許可を受け、教諭が免許状を有しない教科

の教授をも担任できるようにしたこと

であります。以上申し述べましたのが、教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要点であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします。

○辻委員長 次は大日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたしました。提案理由の説明を求めます。大連文部大臣。

大日本育英会法の一部を改正する法律案

大日本育英会法の一部を改正する法律案

大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本育英会法

第一条から第四条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第五条第一項中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「勅令」を「政令」に改める。

第七条から第十一条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第十五条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め、「職員ハ」の下に「前則ノ適用ニ付テハ」を加える。

第十六条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十六条ノ二 前条第一項第一号ノ規定ニ依ル貸付金ニハ利息ヲ

附セズ

前項ノ貸付金ノ返還ノ期限ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム但シ日本育英会ハ

学資ノ貸付ヲ受ケタル者ガ災害又ハ傷疾疾病ニ因リ其ノ貸付金ノ返還困難トナリタルトキ其ノ他政令ノ定ムル事由アルトキハ其ノ返還ノ期限ヲ猶予スルコトヲ得

第十六条ノ三 日本育英会ハ学資ノ貸付ヲ受ケタル者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

一 死亡又ハ不具廢疾ニ因リ貸付金ノ返還不能トナリタルトキ

二 修業後一定年数以上継続シテ義務教育ニ関スル教育職員ノ職ニ在リタルトキ

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学院ニ於テ学資ノ貸付ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

第十七条中「前条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第十八条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第十九条の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「同条第三号中「信託会社」を「信託会社若ハ信託業務ヲ営ム銀行」に改める。

第二十条から第二十六条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条ノ二 政府ハ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ日本育英会ニ對シ

第十六条第一項第一号ノ業務ニ要スル資金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

前項ノ貸付金ニハ利息ヲ附セズ

政府ハ日本育英会ガ第十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸付金ノ返還ヲ免除シタルトキハ日本育英会ニ對シ其ノ免除シタル金額ニ相当スル額ノ貸付金ノ償還ヲ免除スルコトヲ得

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 政府ハ日本育英会ニ對シ第十六条ニ規定スル業務ニ関シ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第二十九条中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「千円」を「三万円」に改める。

第三十条の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に、「同条第一号中「勅令」を「政令」に改める。

第三十一条中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の日本育英会法第十六条ノ二及び第十六条ノ三の規定は、この法律施行前に貸付した貸付金についても適用する。

3 改正後の日本育英会法第二十六条ノ二第二項及び第三項の規定は、この法律施行前に貸し付けた貸付金についても適用する。

改正後の日本育英会法第二十六条ノ二第二項及び第三項の規定は、この法律施行前に貸し付けた貸付金についても適用する。

4 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「大日本育英会を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に、同条第十八号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第二十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に改める。

6 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第六号ノ八中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

7 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

8 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「町村職員恩給組合連合会」の下に「日本育英会」を加える。

第七百四十三条第三号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

○大達國務大臣 ただいま議題になりました大日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年大日本育英会法施行以來、大日本育英会は年々堅実なる発展を遂げ、人日まで同会を通じて学資の貸付を受け、その勉学を続けることができた学徒はきわめて多数に上り、国家的な育英事業として多大の成果を収めて参りましたが、その後の諸般の事情の変化に伴い、現行法の一部に必要な改正を加えることが適当であると考へ、この法律案を提出するものであります。

改正の第一点は、大日本育英会の名称を日本育英会に改めることであり、改正の第二点は、生徒に対する貸付金の無利子、その返還期限と猶予の方など学資の貸付の条件を、法律に明記したことであり、

改正の第三点は、義務教育に従事する教員と高度の学術研究者を確保するため、学資の貸付を受けた者が実際にそれらの職に一定年数以上従事した場合に、その貸付金の返還を免除できる規定を新たに設けたことであり、

改正の第四点は、政府が日本育英会に對し、学資の貸付に要する資金を無利子で貸し付けることができることを法律で明記したことであり、

改正の第五点は、日本育英会が学資の貸付を受けた者に対して貸付金の返還を免除した金額に相当する額について、政府が日本育英会に對して貸付金の償還を免除できる規定を設けたことであり、

改正の第六点は、日本育英会に對する大蔵省預金部からの借入金金の利息及び貸付された者の死亡による日本育英会の損失に對し、政府が補助金を交付することができるとの規定を削除したことであり、

改正の第七点は、日本育英会の役員に對する罰則について、過料の金額を現在適當であると思われる額にまで引上げたことであり、

以上申し上げましたのが、本法案の提案理由及び内容の概要であります。どうか十分御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

○辻委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました三法案につきまして、政府委員の補足説明を順次聴取することにいたしましたと思ひます。稲田政府委員。

○稲田政府委員 国立学校設置法の一部を改正する法律案の内容につきまして補足して御説明申し上げます。

さきの第十五国会に国立学校設置法の一部を改正する法律案を政府から提出して御審議願ひましたが、解散の結果不成立となつたため、そのうちで緊急を要する部分は参議院の緊急集会で議決され法律第二十五号として公布されました。ただいま議題となつております法律案は、この第十五国会に提出したもののうち、緊急集会において議決されたものを除いた残余の部分をおためて提出したものであります。従つてこの内容は、前同提出のものと同別段の変更はございません。以下逐条的に御説明申し上げます。

改正の第一点は、第三条の大学学部の表の改正であります。これは旧制の課程の廃止と学部の新設に関するものであります。まず、東京工業大学附屬高等工業教員養成所を削りますのは、これまで旧制の学生が在学しているために新制の東京工業大学に包括されて課程として残つておりましたのが、学年進行により昭和二十七年度限りで最終卒業生が課程を終了いたしましたので、廃止するものであります。

同じく第三条の表中で、五つの大学について学部の新設をしておりますが、これは、既設の学部の学部の充実に伴い分離開立するものと、公立大学の合併によるものであります。まず、学部の充実に伴い分離開立するものは、七つの学部であります。すなわち北海道大学及び大阪大学の法経学部は法学部と経済学部、奈良女子大学の理家政学部は理学部と家政学部、富山大学の文理学部経済学

科は経済学部とそれ、当該学部を構成する学部の充実に伴つて学部として分離開立することいたしました。次に、公立から国立に移管するものとして、広島県立医科大学を広島大学に合併してその医学部といたしました。改正の第二点は、第三条の三の国立短期大学の表を改正して次の五つの短期大学の表の新設について規定したことであり、

すなわち、群馬大学工業短期大学部、電気通信大学短期大学部、静岡大学工業短期大学部、滋賀大学経済短期大学部及び山口大学工業短期大学部の五つでありまして、いずれも夜間において授業を行う修業年限三年のものであります。

改正の第三点は、大学附置研究所の新設に関するものであります。東京大学に応用微生物研究所を、岡山大学

に農業生物研究所を新設するため第四条の表の一部を改正いたしました。農業生物研究所は、これまで岡山大学農学部附屬の農学研究施設でありましたものを充実に、大学附置の研究としたものであります。

改正の第四点は、第四条に第二項を新たに加え、国立大学の共同利用の研究施設として、東京大学に宇宙線観測所を、京都大学に基礎物理学研究所を新設することとしたことであり、

後者の基礎物理学研究所は、湯川記念館に設置するものであります。なお共同利用の研究施設と申しますのは、特定の大学に附置してその大学の管理下に置くものではありませんが、その利用関係は当該大学のみならず広く同一学問分野を専攻する者の共同利用にあつてやうとするものであります。

改正の第五点は、第五条の学部附屬の教育施設または研究施設の新設に関するものであります。これを列挙いたしますと次の通りであります。

- (1) 牧場二、北海道大学農学部、東京大学農学部。
- (2) 農場一、広島大学水畜産学部。
- (3) 家畜病院十、北海道大学獣医学部、帯広畜産大学農学部、岩手大学農学部、東京大学農学部、東京農工大学農学部、岐阜大学農学部、鳥取大学農学部、山口大学農学部、宮崎大学農学部、鹿児島大学農学部。
- (4) 診療エックス線技師学校一、東北大学医学部。
- (5) 脳研究施設一、東京大学医学部。
- (6) 農村厚生医学研究施設一、東京医科大学農学部。
- (7) 臨海実験所三、新潟大学理学部。

高知大学文理学部、九州大学理学部、
(8)病院一、大阪大学歯学部。

改正の第六点は、別表第一の改正であります。これは、国立大学に置かれる職員の内員を二十八年度予算に合せ、定員は六万一千二百九十四名で、本年度当初に比し百五十五名の増となつております。百五十五名の内訳は、広島県立医科大学の合併によるもの六十二名、研究所設置によるもの四十九名、その他短期大学、学科及び学部附属の教育研究施設の設置等によるもの四十名となつております。

最後に、この法律は昭和二十八年八月一日から施行することとしておりますが、これは、この法律の内容がすべて予算に關係が有りますので、昭和二十八年年度予算の適用の時期に合わせたいものであります。

なお、国立短期大学は学年の途中から発足することになりますので、その修業年限及び学年の進行については、前例に従ひ学年の当初すなわち昭和二十八年四月一日からこの法律の適用があるものとし、学生の履修上支障がないように措置いたしました。

次に、教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、補正して御説明申し上げます。

最初に免許法の一部改正についてであります。第六條第三項、別表第四の二を新設いたしましたのは、中学校または高等学校の教諭が現職教育等によつて、新たに免許教諭をふやすことができるようにするために設けたものであります。

は、保健婦助産婦看護婦法の一部改正によつて、看護婦の名称がかわつたことに伴うものであります。

附則第二項を新設いたしましたのは、僻地に於ける小規模な中学校、高等小学校等の教員の便宜をはかるため、授与権者の許可を受けた場合に、これらの学校の教諭が免許状を有しない教科の教授をも担任できるようにいたしましたのであります。

附則第三項を新設いたしましたのは、小学校における芸術、体育等の優秀教員の不足を補うために、これらの教科の中学校の教諭免許状を有する者が、そのまま小学校の教員となることのできるようにしたものであります。

別表第一備考第一号本文の改正は、備考第一号は、単位の基準について規定したものであります。この法改正に伴い条文を整備したものであります。

別表第一備考第一号の二を新設いたしましたのは、大学における教員養成課程については、その適否が教員の質に關係するところが大きくありますので、文部大臣が適当と認められた課程において単位を修得させるようにいたしました。そして文部大臣がこれを認めるにあつては、教育職員養成審議会に諮問してその適正を期する所存であります。

別表第一備考第一号の三を新設いたしましたのは、大学院、専攻科等の設置に伴い、教職員を養成する大学の課程についての定義を明らかにしたものであります。

別表第三の改正は、養護教諭の職務とその需給状況を考慮し、また保健婦助産婦看護婦法の一部改正による看

護婦の名称等の変更に伴い、養護教諭養成機関において看護婦を再教育する従来の養成方式に関する規定の一部を改正するとともに、新たに大学においても直接養護教諭を養成することができると規定を設け、養護教諭の供給を容易ならしめようとするものであります。

別表第四、別表第五、別表第七の一部改正は別表第一備考第一号の三を新設し、大学の定義を明らかにしたことに伴う改正であります。

別表第四備考第一号を新設いたしましたのは、別表第四から別表第七までに規定する現職教育等による上級免許状授与の場合に、単位を修得すべき大学の課程を定義したものであり、大学の正規の課程、大学院、専攻科のほかにも、専攻生、研究生等の課程をも含め得るようにならしたものであります。

別表第四備考第三号の改正は、僻地に勤務する教職員の実情を考慮し、教職員の資格向上についての機会均等をはかるため、従来の認定講習や通信教育等による現職教育のほか、文部大臣が大学に委嘱して行う試験の合格による単位によつても、上級免許状の取得ができるようにしたものであります。昔の検定試験に類するものであります。

別表第六の改正は、保健婦助産婦看護婦法の一部改正により、看護婦の名称がかわつたことに伴い行うものであります。

次に、施行法の一部改正についてであります。第二條第一項の一部を改正いたしましたのは、船舶職員法の改正に伴つて条文を整理するものであります。

改正法附則は、この法律の施行期日を明らかにしたものであり、この改正法施行の際、現に大学等に在学する者については、直接關係ある改正規定の適用を除外し、改正法の適用を無理のないものにしたものであります。

次に、大日本育英会法の一部を改正する法律案の概要について補正して御説明申し上げます。

改正の第一点は名称の変更でありまして、昭和十九年四月現行法施行後の諸般の情勢の変化に伴い、これを改めるが適当であると考えられておりましたが、これまでその改正を行う適當な機会がなかつたので、今回これを取上げ、法律の題名、条文その他關係法令中の「大日本育英会」を「日本育英会」に改めるものであります。

改正の第二点は、生徒に対する貸付金の貸付の条件を法律に明記したことでありまして、貸付金に利息をつけないこと、その返還の期限は政令で定めること及び特定の場合にその期限を猶予することなどを規定したものであります。これら無利子と返還猶予は、従来とも実施されて来たことであります。次に申し上げます返還免除の規定との関連において、これを法律に明記する必要が生じたわけでありまして、

改正の第三点は、貸付金の返還免除に関する規定を新たに設けたことでもあります。死亡などによる免除はこれまで実施して参りましたが、次の二つは新しい規定であります。その一は、旧制師範学校時代の給費制度が、新制大学の設立とともに日本育英会による貸付金貸付制度に切りかえられましたが、これらの貸付を受けた者が、修業後一定年数以上継続して義務教育

關係の職に実際に従事した場合に、その在職年数に依りて貸付金の全部または一部を免除する方法を講じ、必要な教員数を確保しようとするものであります。その二は従来大学院特別研究生として、修業後高度に専門的な学術研究に従事しようとする学生に給費を与える制度が有りましたが、昭和二十四年ごろからこれと兼学貸付の制度に切りかえられましたので、その一と同様な方法で返還を免除し、必要な研究者を確保しようとするものであります。

改正の第四点は、政府貸付金及びその無利子の規定に関するものであります。昭和二十一年に大蔵省預金部からの資金の借入れがなくなつて以来、今日まで実際に行つていない政府の貸付とその条件を、次に述べます。返還免除の規定との関連において法律に明記したものであります。

改正の第五点は、先ほど申し上げました死亡、不具廢疾者、義務教育従事者及び特別の教育または研究の従事者に対する返還免除によつて生じる日本育英会の損失を、政府がそれに相当する金額だけ政府に対する償還の義務を免除することに依つて補償しようとするものであります。

改正の第六点は、現行法第二十八條第一項及び第二項の削除であります。第一項は、旧大蔵省預金部からの借入金に對し、政府が補助金を交付し得る規定でありまして、現在預金部からの借入金は、ほとんどその償還を完了いたしましたので、不必要な規定として削除するのであります。第二項は、学資を貸付された者の死亡によつ

て、その在職年数に依りて貸付金の全部または一部を免除する方法を講じ、必要な教員数を確保しようとするものであります。その二は従来大学院特別研究生として、修業後高度に専門的な学術研究に従事しようとする学生に給費を与える制度が有りましたが、昭和二十四年ごろからこれと兼学貸付の制度に切りかえられましたので、その一と同様な方法で返還を免除し、必要な研究者を確保しようとするものであります。

て生じる日本育英会の損失を、毎年度一定の方式によつて算出した政府の補助金によつて補い得る規定でありましたが、これらに對しては、前の改正の第五点で申し述べましたとおり、政府に對する償還を免除する方法が適用されますので、不必要な規定として削除するのであります。

改正の第七点は、現行法の第六章罰則の条項中、過料の金額が制定當時のままです。最近の類例法規にならぬ、「千円」を「三万円」に、「五百円」を「二万円」に改めることとあります。

○辻委員長 本日はこの程度で散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時三十分散会

昭和二十八年六月二十五日印刷

昭和二十八年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局